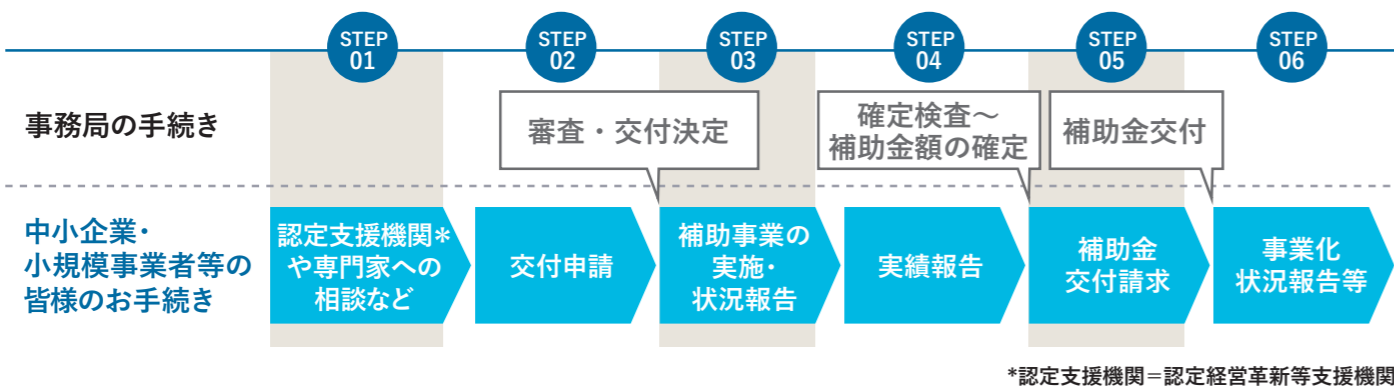
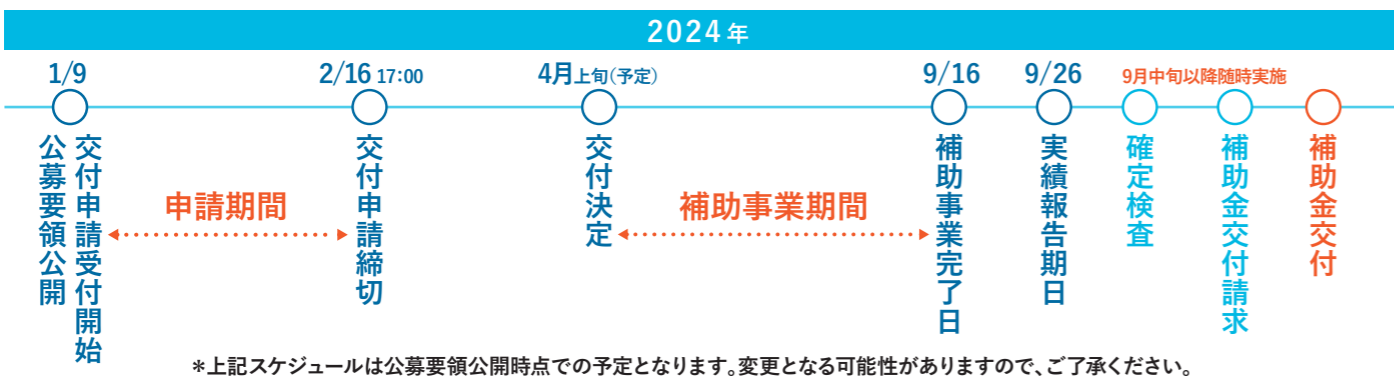


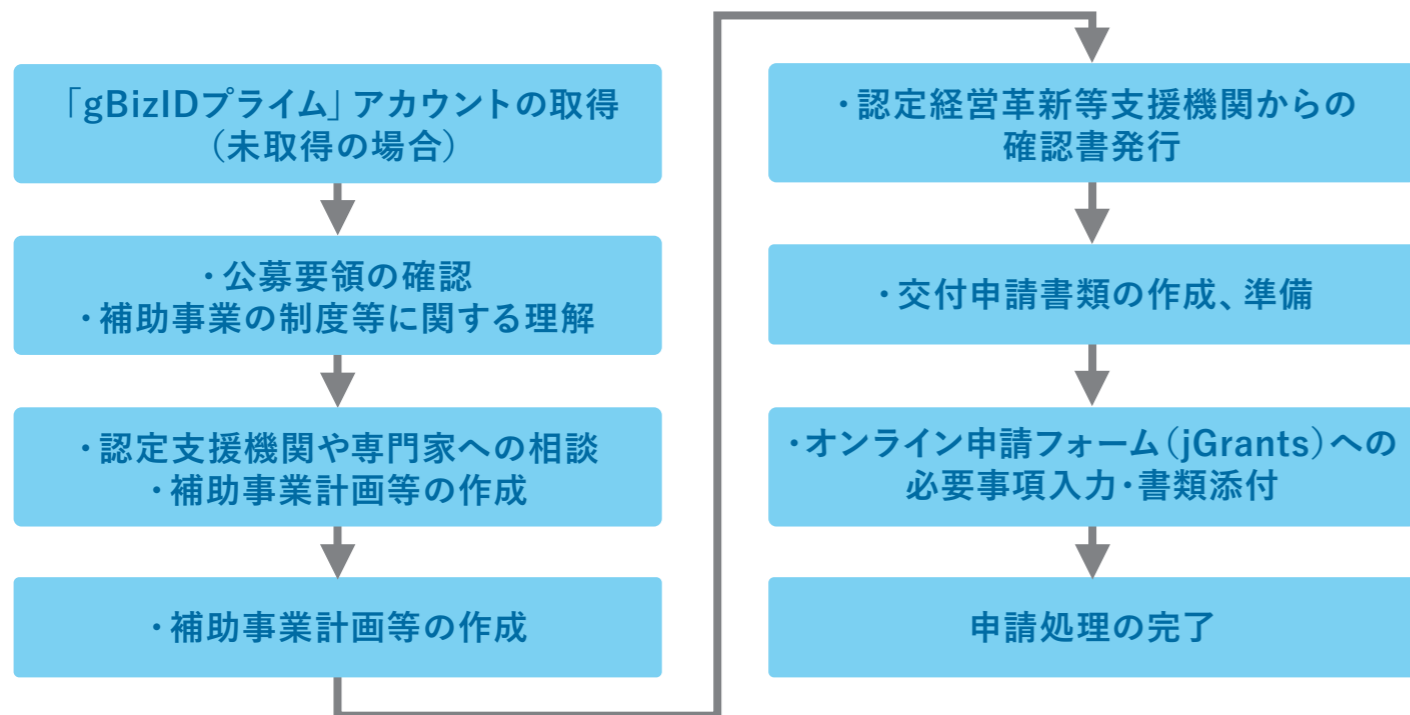
補助金交付までの流れ



8次公募 申請スケジュール



交付申請の流れ



事業承継・引継ぎ補助金Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



お問合せ窓口

TEL:050-3000-3550 (経営革新枠)
TEL:050-3000-3551 (専門家活用枠、廃業・再チャレンジ枠)

※電話受付時間 [10:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)]

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金

8次公募のご案内

公募要領公開

2024年1月9日(火)～

交付申請受付期間

2024年1月9日(火)～
2024年2月16日(金)
17:00

Webサイト

<https://jsh.go.jp/r5h/>



事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

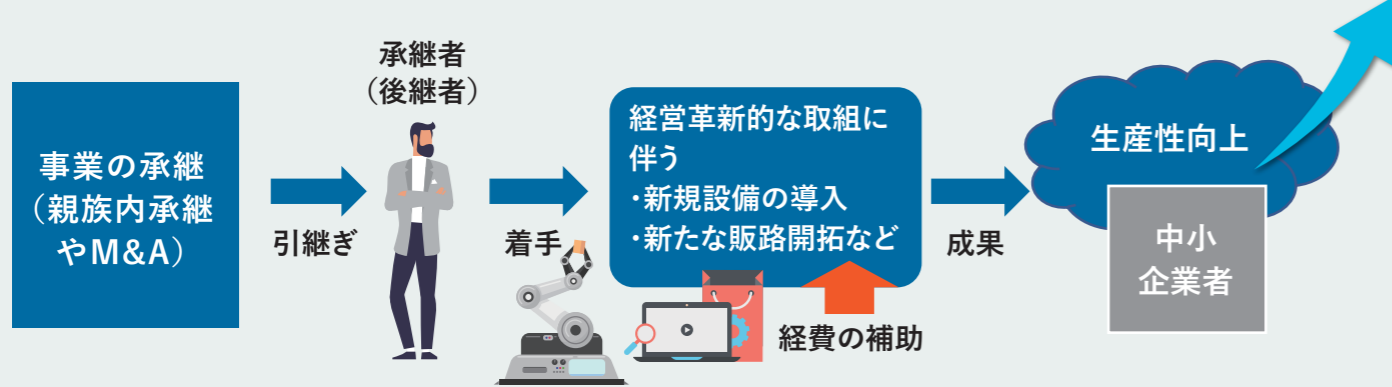


事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金事務局

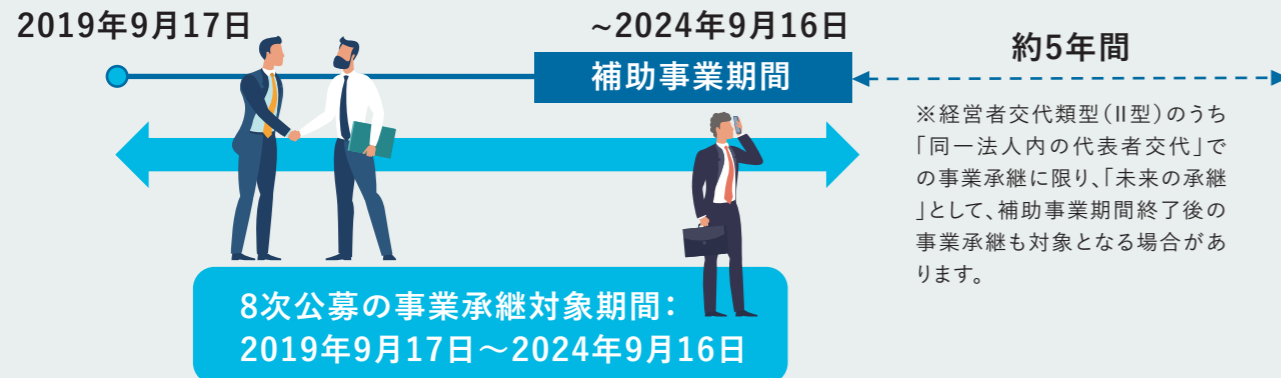
経営革新枠とはどんな枠ですか？

経営革新枠とは、事業承継やM&Aを契機として経営や事業を引き継いだ(または引き継ぐ予定である)中小企業者が、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行う際の費用の一部を補助することで、中小企業者の生産性を向上させることを目的とした枠です。



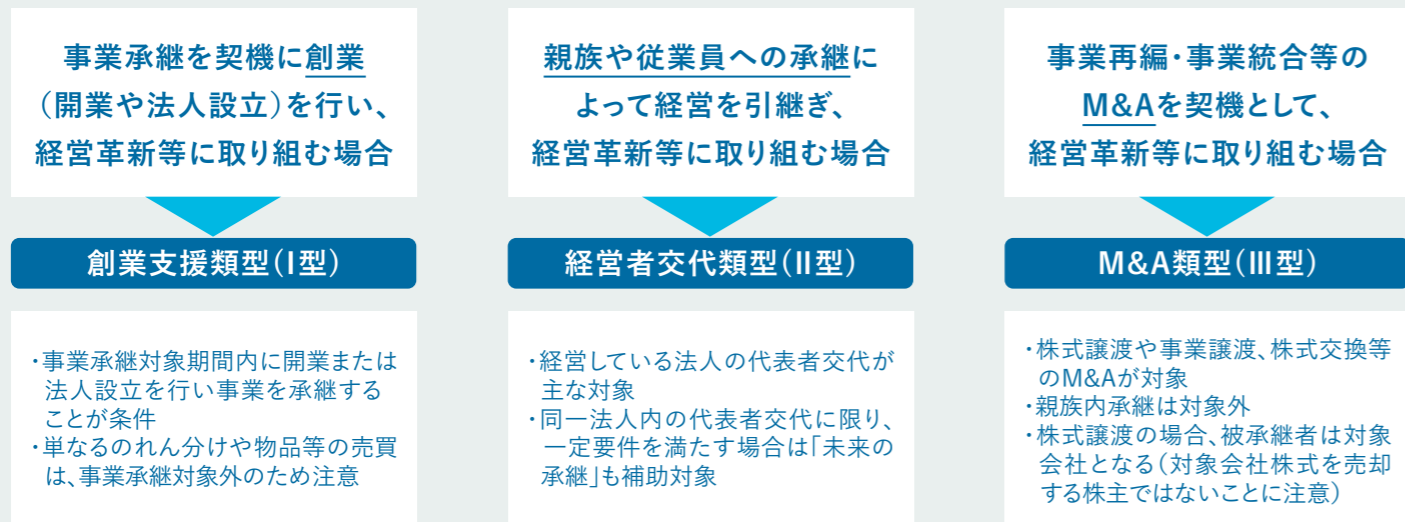
ポイント①：一定期間内に事業承継やM&Aによって経営資源を引き継いでいる(予定を含む)ことが条件です

経営革新枠の対象となる事業承継・M&Aは、以下の事業承継対象期間内に実施している必要があります。



ポイント②：承継の手段(種類)によって、3つの支援類型が存在します

経営革新枠では、事業承継の手段(種類)によって、「創業支援類型(I型)」、「経営者交代類型(II型)」、「M&A類型(III型)」の3つの類型にわかれます。ご自身の事業承継がどの類型に当てはまるかを確認の上、申請を実施してください。



ポイント③：事業承継後に、経営革新等に取り組むことが条件です

経営革新枠では、事業承継やM&Aを通じて被承継者から譲り受けた経営資源を活用して、「経営革新」に取り組んでいただくことが補助の条件となります。

さらに、その取り組みが「デジタル化」「グリーン化」「事業再構築」のいずれかに資するものである必要があります。

経営革新とは??

経営革新とは、以下の取り組み(新事業活動)のいずれかを通じて「経営の相当程度の向上を図ること」を指します。

- 新事業活動
 - ・新商品の開発または生産
 - ・新役務の開発又は提供
 - ・商品の新たな生産方式または販売方式の導入
 - ・役務の新たな提供方式の導入
 - ・技術に関する研究開発およびその成果の利用
 - ・その他の新たな事業活動

さらに、以下のいずれかを伴う事業であることが必要です

- デジタル化に資する事業
- グリーン化に資する事業
- 事業再構築に資する事業

補助事業期間を含む複数年分の事業計画を作成し、認定経営革新等支援機関の確認を仰いでください

補助対象となる経費の区分

店舗等借入費	設備費	謝金	外注費	廃業費(併用申請時)
産業財産権等関連経費	原材料費	旅費	委託費	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用
マーケティング調査費	会場借料費	広報費		

補助率・補助上限額

条件	賃上げ	補助上限額	補助率	
①小規模企業者 ②営業利益率低下 ③赤字 ④再生事業者等のいずれかに該当	実施	800万円	600万円超～800万円相当部分	1/2以内
	実施せず	600万円	～600万円相当部分	2/3以内
上記①～④該当なし	実施	800万円	1/2以内	
	実施せず	600万円		

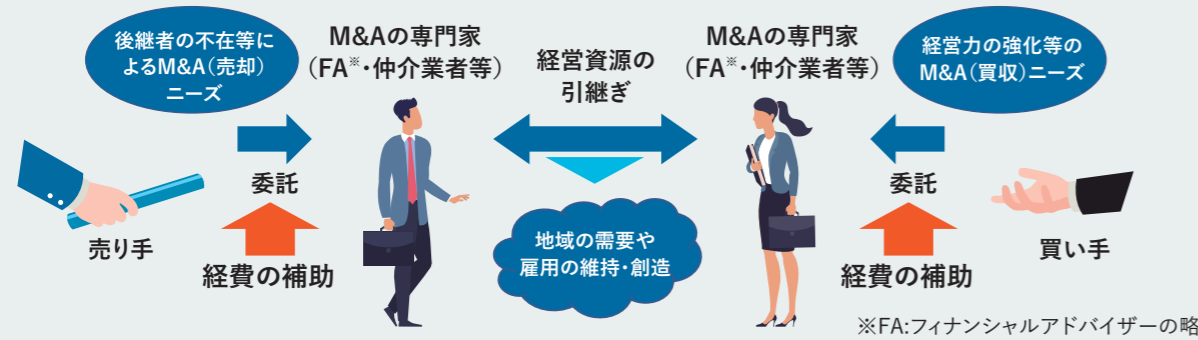
※詳細は公募要領をご確認ください。

Point 一定の条件に該当する場合、補助額600万円以内部分の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

Point 補助事業期間に一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が600万円以内から800万円以内へと引き上げられます

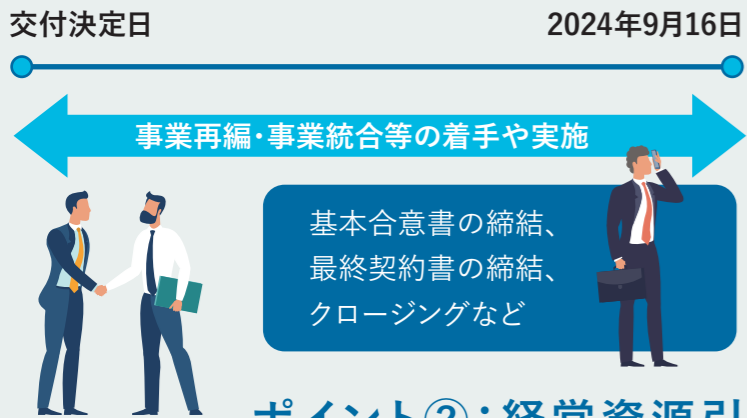
専門家活用枠とはどんな枠ですか？

専門家活用枠とは、後継者不在や経営力強化といった経営資源引継ぎ（M&A）のニーズをもつ中小企業者が、経営資源の引継ぎに際して活用する専門家の費用等の一部を補助することによって、地域の需要や雇用の維持・創造等を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



ポイント①: 補助事業期間内に経営資源の引継ぎ（M&A）が着手もしくは実施されることが条件です

補助事業期間内に、事業再編・事業統合に関する相手方との「基本合意書」又は「最終契約書」が締結されることが必要です。また、本補助金における「経営資源引継ぎの実現」とは、補助事業期間内のクロージング完了を指します。



Point

委託契約の締結時期について

事業再編・事業統合等を進めるにあたっての、FA・仲介業務に関する専門家との委託契約は、補助事業期間の前に締結していても認められる場合があります

ポイント②: 経営資源引継ぎの立場に応じて2つの支援類型が存在します

専門家活用枠では、経営資源引継ぎ上の立場によって、「買い手支援類型（I型）」、「売り手支援類型（II型）」の2つの類型に分かれます。

買い手支援類型（I型）

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り受ける 予定の中小企業者

売り手支援類型（II型）

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り渡す 予定の中小企業者

- ・同一の経営資源引継ぎにおいて、買い手支援類型（I型）と売り手支援類型（II型）から、それぞれ1申請を行うことができます
- ・過去に専門家活用型（事業）で補助金を交付された実績がある場合は、いずれの類型からでも交付申請はできません
- ・経営資源の引継ぎに伴い廃業を検討する場合は、廃業・再チャレンジ枠との併用申請が可能です



Point

売り手支援類型における共同申請について

売り手支援類型（II型）において、株式譲渡によって経営資源の引継ぎを行う場合、支配株主や株主代表が交付申請を行う（補助対象となる経費を負担する）場合は、対象会社と株主との共同申請を実施してください。共同申請を実施しない場合、株主の負担した経費は補助対象とできませんのでご注意ください。

ポイント③: 経営資源引継ぎにおけるFA^{*}・仲介業務は「M&A支援機関登録制度」に登録された専門家への委託のみが補助対象となります

※フィナンシャルアドバイザー

中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、「M&A支援機関に係る登録制度」を令和3年8月に創設しました。専門家活用枠でFA・仲介業者への委託費が補助されるためには、本制度に登録した専門家を活用することが条件となります。

M&A支援機関登録制度とは??

中小企業庁によって創設された、中小企業に向けたM&A支援業務を行う事業者の登録制度です。

■M&A支援機関の種類(例)

- ・M&A専門業者（仲介、フィナンシャルアドバイザー）
- ・金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社など）
- ・商工団体（商工会・商工会議所）
- ・士業専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など）



Point

委託費のうち、「M&A支援機関」への支払のみが補助対象となる費用

- ・着入金
- ・マーケティング費用
- ・リテナー費用
- ・基本合意時報酬
- ・成功報酬
- ・価値算定費用
- ・デューデリジェンス費用^{*}（プレPMI費用を含む）

※DD業務のみの場合は登録は不要ですが、支援内容が実質的にFA業務又は仲介業務と同等のものと認められる場合は登録専門家のみ対象となります

補助対象となる経費の区分

委託費 [*]	謝金	システム利用料	廃業費（併用申請時）
*FA・仲介業務に係る委託費用は、M&A登録専門家への支払のみ補助対象	旅費	保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用
	外注費		

補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額（廃業費）
買い手支援類型	2/3以内	50万円	600万円以内	+150万円以内
売り手支援類型	1/2又は2/3以内			

※詳細は公募要領をご確認ください

Point

売り手支援類型（II型）において、以下の条件に該当する場合は、補助率が2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

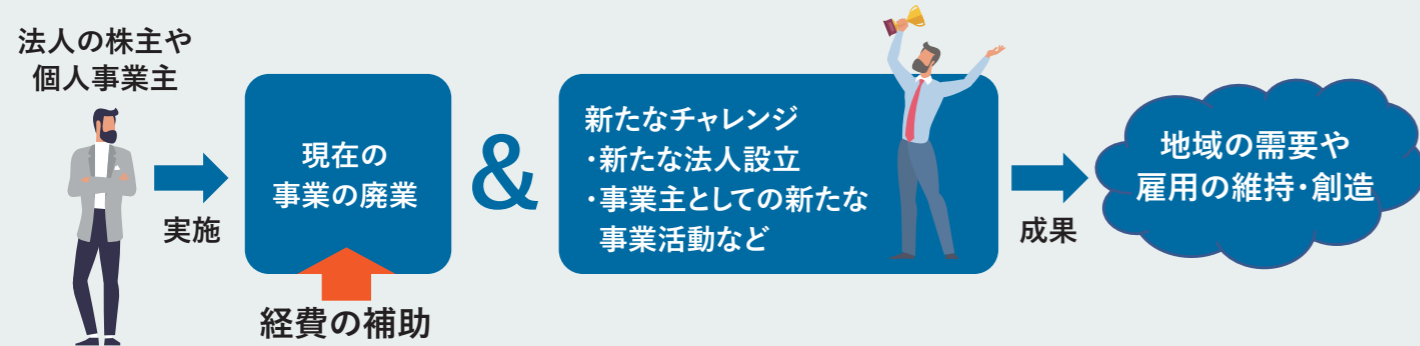
- ・一定の比較期間における営業利益率が、物価高等の影響により低下している場合
- ・直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の場合

Point

補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合（補助対象事業において、クロージングしなかった場合）、補助上限額は300万円以内となります

廃業・再チャレンジ枠とはどんな枠ですか？

廃業・再チャレンジ枠とは、M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合にかかる経費の一部を補助する枠です。



ポイント①：単独申請の場合と、併用申請の場合とで要件が異なります

廃業・再チャレンジ枠では、当枠のみで申請を行う「再チャレンジ申請(単独申請)」と、経営革新枠や専門家活用枠と併せて申請を行う「併用申請」の場合で要件が異なります。

再チャレンジ申請(単独申請)

M&Aで事業を譲り渡せなかった事業者による廃業・再チャレンジ

併用申請

事業承継に伴う廃業や、事業の譲り渡し/譲り受けに伴う廃業

・併用申請の場合は、経営革新枠、専門家活用枠(買い手支援類型)、専門家活用枠(売り手支援類型)とのいずれかとの申請になります。
 ・併用申請の場合は、事業承継やM&Aによる事業の再編・統合に伴う一部廃業も対象となります。

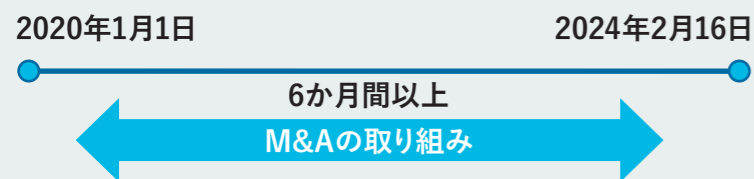
Point

再チャレンジ申請における共同申請について

再チャレンジ申請(単独申請)において、中小企業(法人)の廃業を行う場合は、廃業予定の中小企業と、その支配株主や株主代表との共同申請が必須となります。

ポイント②：【再チャレンジ申請の場合】一定期間内にM&A(事業の譲り渡し)に着手していることが条件です

廃業・再チャレンジ枠に単独で申請する場合、2020年以降～交付申請期日の間に、売り手としてM&Aに着手し、6か月以上取り組んでいることが条件となります。



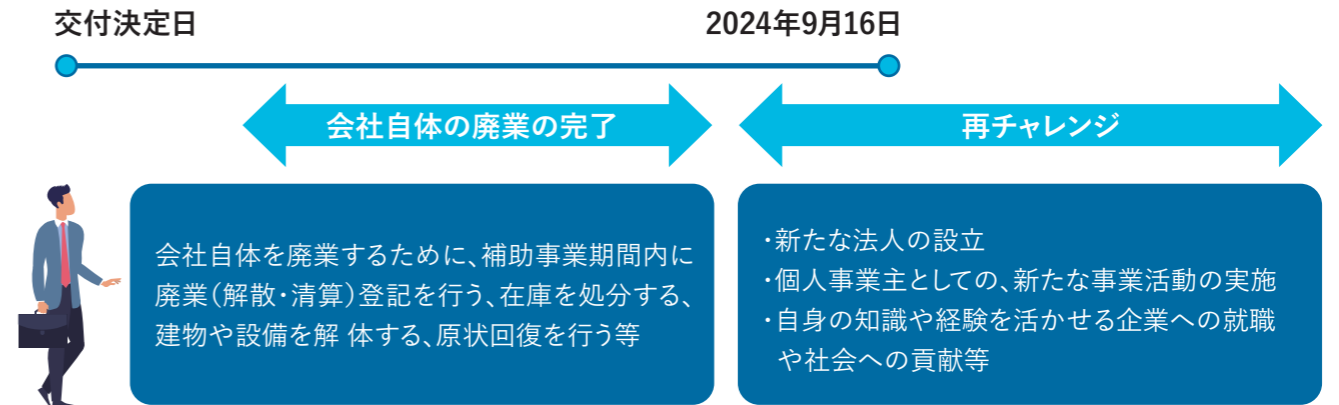
Point

・左記3つのいずれかに該当する必要があります(申請者自身でM&Aに着手した場合は対象外となります)
 ・併用申請時は、本条件は適用されません

- ・事業承継・引継ぎ支援センターへの相談依頼
- ・M&A 支援機関との包括契約(着手を含む契約)
- ・M&A マッチングサイトへの登録

ポイント③：【再チャレンジ申請の場合】補助事業期間内に既存法人(事業)の廃業を完了した上で、再チャレンジをすることが条件です

再チャレンジ申請の場合、補助事業期間中に廃業を完了する必要があります。尚、この場合の廃業は事業の一部を廃業するのではなく、会社自体の廃業が要件となります。



Point

・期間内に廃業が完了しない場合は補助対象外となりますのでご注意ください
 ・併用申請の場合は、この限りではありません(一部廃業も対象となります)

補助対象となる経費の区分

廃業支援費	廃業・清算に関する専門家活用費用及び従業員の人件費
在庫廃棄費	既存の事業商品在庫を専門業者に依頼して処分した際の経費
解体費	既存事業の廃止に伴う建物・設備等の解体費
原状回復費	借りていた設備等を返却する際に義務となっていた原状回復費用
リースの解約費	リースの解約に伴う解約金・違約金
移転・移設費用	効率化のため設備等を移転・移設するために支払われる経費

補助率・補助上限額

申請の種類	補助率	補助下限額	補助上限額
再チャレンジ申請	2/3以内	50万円	150万円以内
併用申請	1/2又は2/3以内		

※詳細は公募要領をご確認ください

Point

併用申請の場合、廃業費の補助率は事業費の補助率に従います